東海島根県人会会則

制定　昭和57年4月26日
改訂　平成10年5月31日　平成11年4月1日
平成15年4月1日　平成29年7月29日
令和元年7月27日

（名称及び所在地）
第１条　この会は「東海島根県人会」といい、事務局を島根県なごや情報センター内におく。

（構　成）
第２条　この会は、東海地方に在住する島根県出身者及びその縁故者をもって組織する。

（入会・退会）
第３条　この会への入会は会員１名の推薦者を付し、別に定める入会申込書により、入会することが出来る。
２　会員が退会するときは、その旨を会長に届け出る。

（目　的）
第４条　この会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図りあわせて、郷土の発展に寄与することを目的とする。

（役　員）
第５条　この会に次に掲げる役員をおく。
(1)　会　　長　　１名
(2)　**会長代行　　１名**
(3)　副 会 長　　**若干名**
(4)　専務理事　　１名
(5)　事務局長　　１名
(6)　**事務局次長　若干名**
(7)　理　　事　　若干名（会長、副会長、専務理事及び事務局長を含む）
(8)　監　　事　　２名
(9)　**参　　与　　若干名**

（役員の選任）
第６条　理事及び監事は総会において会員の中から選任する。
２　会長、**会長代行**、副会長、専務理事及び事務局長は理事の互選とする。

（役員の職務）

第７条　会長は、この会を代表し会務を総括する。

２　**会長代行**、副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

３　専務理事は、会長を補佐して、この会の業務を掌握し、会長及び**会長代行**、副会長ともに事故あるとき又は欠けた時は、その職務を代行する。

４　事務局長、**事務局次長**及び理事は、理事会を組織し会務を処理する。会務運営のために総務、財務、企画・広報、事業運営の４部会を設ける。

５　監事は、会務を監査し総会においてこれを報告する。また理事会において意見を述べることが出来る。

６　**参与は、専務理事の補佐をする。**

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とする。ただし再任することが出来る。

（名誉会長、**相談役**、特別顧問及び顧問）

第９条　この会に、名誉会長、**相談役**、特別顧問及び顧問をおくことが出来る。

２　名誉会長、**相談役**は、会長の職務を履行された者とする。

３　特別顧問、顧問及び**相談役**は、この会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることが出来る。

（総　会）

第 10 条　この会は、毎年１回事業年度終了後会長の召集をもって　定期総会を開く。

２　臨時総会は、次の場合に開催し、会長が召集する。

(1)　役員会において必要と認めたとき。

（会　費）

第 11 条　この会の運営費に当てるため、役員は、年額 10,000 円を、普通会員は、年額 3,000 円を納入しなければならない。但し家族で入会の場合には、１名分の会費納入とする。

（会　報）

第 12 条　この会は、会報を発行し、会員に頒布する。

（事業年度）

第 13 条　この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

２　毎年の収支報告は、専務理事及び事務局長で作成し、監事による監査を受ける。

附　則　この会則は、**令和元年 7 月 27 日**から施行する。